

共同ニテ東京船組組合石炭互助會内四回滞店宛ニ提出スルノ
 利トナシ十一月二日午前十時組合正事 松井政吉 同席任系
 島喜志夫及船夫代表及川榮以下六名等ハ東京船組組合事務所
 ニ馬場書記長ヲ訪問シタルモ病氣不在ノ為メ四回組合一同事
 務所内ニアル。凡生書記長ヲ函會別紙數願書ヲ提出シ馬場書
 紀長及四回滞店主ニ夫々傳達方ヲ依頼シ同十一時辭去セリ

七、推移

事業主側ニアリテハ本數願事項中運賃仕込金及滞船料ノ値
 上ノ如キハ現下ノ情勢ヨリ見テ未タ其ノ時期ニアラズ絶対ニ
 之ヲ容認スルコト能ハストノ強硬ナル意圖有シ且其ノ他
 ノ項目ニ對シテモ相當難色アリ又四回滞店ハ依令同種業態ト
 ハ言ハ大ニ経済的ニ内部事情ヲ異ニセルヲ以テ果シテ同一歩
 調ニ出ダルヤ否ヤ頗ル疑問ノ點アルヲ以テ解決点ニハ相當曲
 折ヲ免シガ心モノト熟メラル

報復也

別記

數願書

- 一、臨時船夫ノ本船夫ニ直シ仕込金ニ本船夫並ニセラレ度シ
- 二、運賃ノ現在ヨリ差割値上セラレ度シ
- 三、仕込金ヲ差割値上セラレ度シ
- 四、滞船料ノ武割値上セラレ度シ
- 五、退職手當料ノ設置セシメ度シ（積立金制ニ依ルモノ）
- 六、本船取切ノ場合ニ荷割ヨリ救ケタル場合ハ荷割噸數ノ運賃
 ノ支給セラレ度シ

十一月二日

運輸労働組合芝浦海上支部

稻吉 分會
 南北 分會
 佐藤 分會